

VI 税の証明書

1 区役所で発行する税証明書

(1) 税証明書の種類

区税に関する証明書は次のとおりで、手数料は1通につき300円です(軽自動車税の継続検査(車検)用の納税証明書は無料です)。

税の種類	証明書の種類	備考
住民税	・課税証明書 ・納税証明書	所得証明書も兼ねています。 (一部の非課税証明書を除く)
軽自動車税	・納税証明書 (継続検査用・譲渡用)	滞納がある方には発行できません。 滞納分を納付した方、現年課税がない方、納税後の納付書を紛失した方等に発行します。

- ※1 土地家屋の「評価証明書」は、都税事務所で発行しています。
- ※2 所得税の「納税証明書その1(納税額)、及びその2(所得金額)」は、税務署で発行しています。
- ※3 令和6年度から、住民税とあわせて「森林環境税」の金額が証明書に記載されます。
- ※4 軽自動車税の納付書の納税証明書(継続検査用)欄に、滞納「無」と表示があれば、納税後そのまま継続検査(車検)用の納税証明書になります。
また、継続検査(車検)用以外はすべて譲渡用の納税証明書(手数料300円)を発行します。

(2) 新年度の税証明書は、いつから発行?

① 住民税の場合

納付の方法によって異なります。

- ア お勤め先で給与から天引きされている方(給与特別徴収) …5月中旬から※
- イ 自営業など個人で直接納める方(普通徴収) …6月中旬から
- ウ 公的年金から天引きされている方(年金特別徴収) …6月中旬から
- エ 非課税の方 …6月中旬から

※アの方で給与特別徴収以外の徴収分がある場合はイ、ウ同様6月中旬となります。

② 軽自動車税の場合

…5月上旬から

2 税証明書が必要になったら

(1) 申請(交付)窓口は

新庁舎移転後は2階になります(令和6年5月7日から)

- ① 平日(午前8時半～午後5時)……区役所1階証明係、及び地域事務所
- ② 夜間(毎週火曜日午後8時まで)…区役所1階証明係
※祝日及び12/29～1/3を除く
- ③ 休日(毎週日曜日午前9時～午後4時)…区役所1階証明係
※12/29～1/3を除く(左記のほか臨時閉庁する場合があります。)


(2) お持ちいただくもの

本人の場合
①本人であることが確認できるもの(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、官公庁が発行したもの)

代理の方の場合
①委任状(区内に住所があり同一世帯を確認できる場合は不要。車検用は車検証(写し)でも可。)
②代理人自身であることが確認できるもの (運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、官公庁が発行したもの)

委任状 ～書き方の例～

便せんなどにお書き下さい(申請人の欄は自署または押印が必要です)。

委 任 状	
〇〇年〇〇月〇〇日	
中 野 区 長 殿	
《申請人》 中野区中野4-8-1 中 野 A 男  (スタンプ印は不可)	
私は、下記の者に、〇〇年度の住民税課税(納税)証明書〇通の交付申請と受領の権限を委任します。	
《代理人》 中野区中野4-8-1 中 野 B 子	

よくあるご質問

◆所得証明書は区役所で取れますか？

Q:金融機関から融資を受けるため、所得証明書が必要です。区役所で取れますか？

A:住民税の課税証明書または納税証明書をご申請ください。どちらも所得額が記載されていますので、所得を証明することができます。区役所または地域事務所で発行しています。

◆税証明書は代理で取れますか？

Q:知人に頼まれて税証明書を取りに来ましたが、断られてしまいました。私は善意でやっているのになぜですか？

A:プライバシー保護のため、交付申請ができるのは原則として本人です。本人以外の方が代理で交付申請をする場合は、委任状が必要です。ただし、区内に住所があり同一世帯を確認できる場合は不要です。

◆申告していない場合の税証明書は？

Q:税証明書が必要になったのですが、「申告をしていないので発行できない。」と言われてました。どうしたらいいですか？

A:税証明書は、住民税が課税(非課税)決定されていないと交付できません。住民税の申告をしてください。ご希望があれば、住民税申告書をご自宅へ送付します。なお、税証明書の発行は、税額計算などの事務処理上、日数を要することがあります。

◆引っ越した場合、税証明書はどここの区役所で取れますか？

Q:今年の2月4日に中野区に引っ越してきました。税証明書は取れますか？

A:住民税は、毎年1月1日現在、お住まいの市区町村で課税されます。したがって1月2日以降に中野区に転入した方については、その年は中野区で課税されないため、税証明書は発行できません。その年の1月1日に住んでいた市区町村でお尋ねください。

◆納税してすぐに証明書は取れますか？

Q:税金を納めてすぐに納税証明書を取りたいのですが、どうしたらいいですか？

A:住民税を銀行などで納めると、区で納入を確認するまでに2週間ほどかかります。すぐに納税証明書が必要な場合は、領収証書(原本)を区役所または地域事務所にお持ちください。
※夜間・休日開庁時は対応できません。

(3) 窓口に行けないときは

① 郵送による申請(音声案内サービス ☎03(3228)8846)

必要な書類や手数料を中野区役所(戸籍住民課証明係)へ郵送してください。申請書などをポストに投函いただいてから証明書がお手元に届くまでに、10日から2週間程度かかります。

なお、郵送での代理人の申請は受け付けません。また、お住まいの住所地以外には郵送できませんので、ご注意ください。

ア 申請書の書き方

便せん等に、表題「税証明交付申請書」とお書きください。

ご自身で下記の事項をお書きください。

- (ア) 中野区での住所(転出した場合はあわせて転出後の住所(マンション・アパート名、部屋番号等)を全て記入してください。)
- (イ) 氏名
- (ウ) 生年月日
- (エ) 昼間連絡がとれる電話番号
- (オ) 税証明書の種類(課税証明書または納税証明書)・必要な年度・通数・使用目的
- (カ) 標識番号(軽自動車税の納税証明書の場合のみ)

イ 手数料

1通につき300円です。定額小為替を郵便局でお買い求めのうえ、無記名のまま同封してください(軽自動車税継続検査用は無料)。

ウ 返信用封筒

ご自宅の郵便番号・住所・氏名を記入して切手を貼ったものを同封してください。

エ 現住所が記載されている本人確認書類の写し(コピー)

マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、年金手帳等の写しを同封してください。

※転居等による住所変更で裏面に住所が記載されている場合は裏面の写しも必要です。

オ 送り先

〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所 戸籍住民課 証明係

※ 新所在地(令和6年5月7日から)

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所 戸籍住民課 証明係

④ コンビニ交付サービス

区内在住の方は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)をご自分で操作し、税証明書を取得することができます。手数料は1通につき200円です。

ア 利用可能時間

午前6時半～午後11時(年末年始、保守点検日を除く)

- ※1 必要な年度の1月1日に中野区に住民登録がない方は発行できません。
- ※2 コンビニで納付しても、その納付額が反映された証明書はすぐには発行できません。
- ※3 税法上扶養されている方は、所得金額や税額の記載のない「*(アスタリスク)」の表記された非課税証明書が発行される場合があります(所得金額の記載がないため、所得証明書としてはお使いになれません)。勤務先での扶養調査等のため所得金額の記載のある証明書が必要な方は、所得がない場合でも、住民税の申告をしてください。
- ※4 コンビニ交付サービスで取得された証明書の交換や返金はできません。
- ※5 転出者や転出予定者(転出届を出された方)は、コンビニ交付サービスによる証明書の取得ができなくなりますので、ご注意ください。
- ※6 軽自動車税の納税証明書はコンビニでは取得できません。

中野区 税証明

